進路のてびき

大阪府立枚方支援学校

令和８年（2026 年）４月発行

1. はじめに ･･･P 2
2. 枚方支援学校での進路に関する取り組み（イメージ図） ･･･P 3
3. 小学部・中学部卒業後の進路先について ･･･P 4
4. 小・中学部〈進路に関する予定〉 ･･･P 5
5. 高等部卒業後の進路先について（イメージ図） ･･･P 6
6. 高等部卒業後の主な進路先の内容について ･･･P 7
7. 高等部 1・2 年生〈進路に関する予定〉 ･･･P 8
8. 高等部 3 年生〈進路決定までのながれ〉 ･･･P 9
9. 進路懇談会・進路相談について ･･･P10
10. 見学会について ･･･P11
11. PTA 進路部主催の取り組みについて ･･･P11
12. 企業等での実習について ･･･P12
13. 福祉事業所での実習について ･･･P13
14. 枚方支援学校高等部の職業の時間について ･･･P14
15.「（選択）職業」、「職業コースについて」 ･･･P16
16. 高等部卒業後の社会での生活に向けて ･･･P17
17. 就労に関する相談窓口について ･･･P18
18. 障害者職業能力開発校について ･･･P19
19. （障害者総合支援法による）障がい福祉サービス、
（児童福祉法による）障がい児支援について ･･･P20
20. 障がい福祉サービス　利用までの流れ ･･･P24
21. 障害支援区分と利用できる介護給付サービス ･･･P25
22. 日常生活のことで、相談できる場所について ･･･P26
23. 各市の相談支援事業所について ･･･P27
24. 各市の福祉サービス事業所 ･･･P29
25. 療育手帳の申請や更新について ･･･P33
26. 精神障害者保健福祉手帳の申請や更新について ･･･P34
27. 身体障害者手帳の申請について ･･･P34
28. 障害基礎年金の申請について ･･･P35
29. 高等部卒業後の支援について（アフターケア） ･･･P36
30. 高等部卒業後のご本人の社会での生活を支えるために ･･･P37
31. 進路先での定着支援に向けて ･･･P37
32. はたらき続けるために大切にしたいこと～就労準備性のピラミッド ･･･P38

1．はじめに

この「進路のてびき」は、

枚方支援学校での進路に関する取り組みや、

地域のさまざまな相談機関の紹介、

福祉制度の仕組みや種類について、

その使い方などをまとめたものです。

将来の社会生活を少しずつイメージしながら、

自分らしく生きていくために、

どんな進路をめざしていくのがよいか、

一緒に考えていきましょう。

2. 枚方支援学校での進路に関する取り組み（イメージ図）

学校や家庭での生活を通して、社会で暮らすための生活力を育てていくことが大切です。
学校や PTA で主催する学習会・説明会・見学会などに参加して、卒業後の進路に関することについて理解を深めましょう。そして、今、家庭や学校で取り組んでいきたいことについて、ともに考えていきましょう。

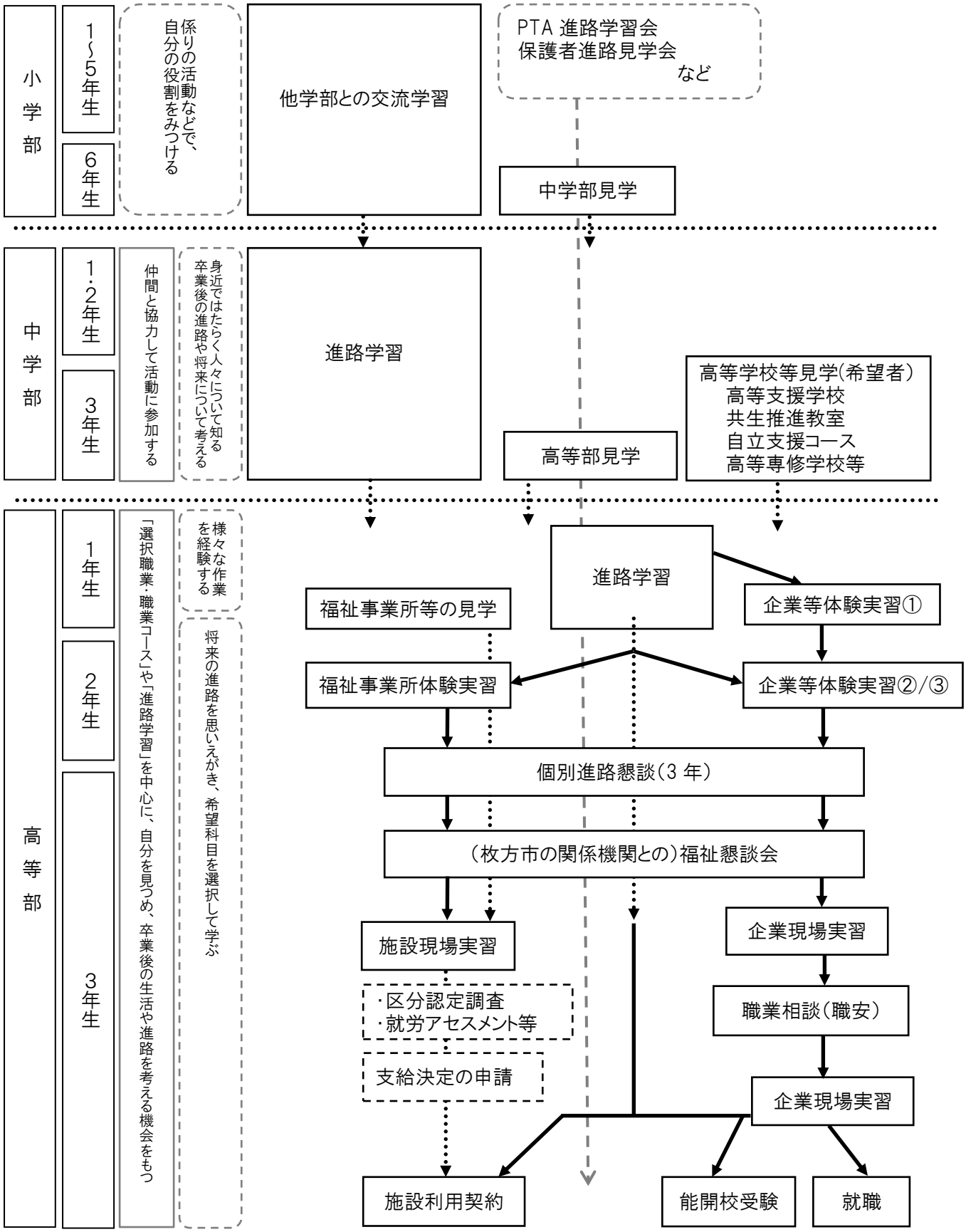

3. 小学部・中学部卒業後の進路先について

枚方支援学校小学部　過去 4 年間の進路状況(2026・8 更新)

進路先	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
支援学校中学部	32	20	21	24
その他	1	0	1	0
《合計》	33	20	22	24

枚方支援学校中学部　過去 4 年間の進路状況(2026・8 更新)

進路先	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
支援学校高等部（他府県を含む）	36	40	40	47
高等支援学校	2	6	1	5
大阪府高等学校に設置する共生推進教室	0	1	0	0
知的障がい生徒自立支援コース	0	0	1	0
全日制高等学校（私立）	0	0	0	1
通信制高等学校（私立）	1	0	1	4
高等専修学校（私立）	1	1	2	1
その他	0	0	0	0
《合計》	40	48	45	58

支援学校中学部卒業後の進路先として支援学校高等部だけでなく、高等支援学校・高等学校共生推進教室・高等学校自立支援コース・通信制高等学校・高等専修学校など、進路選択の幅が広がっています。各学校の見学会・オープンスクールなどに積極的にご参加ください。また、進路選択にあたっての、ご相談については、随時受け付けています。

※　高等支援学校の学校見学、オープンスクール等へのご参加を希望される方で、むらの高等支援学校以外の情報をご希望の方は、ご連絡いただけますようお願いします。

☆中学部卒業後の進路先として考えられるところ

・支援学校高等部　・高等支援学校　　・高等学校＜共生推進教室＞　・高等学校＜自立支援コース＞

・高等学校＜通信制＞　・高等学校＜定時制＞　　・高等専修学校　　・高等職業技術専門校　等

療育手帳	タイプ	校　種	選抜	卒業証書	就学奨励費	受験料	授業料	就学支援金（国制度）	私立高校授業料無償化制度（府制度）	給食	その他
△	支援学校	**支援学校高等部**	検査あり ※選抜ではない	支援学校	○	なし	なし			○	引継ぎしやすい
療育手帳所持	職業学科	**高等支援学校**	筆答 作業 面接	支援学校	○	なし	なし			×	就労による社会的自立をめざす学校
	高等学校	**大阪府立高等学校に設置する共生推進教室**	面接	支援学校	○	なし	なし			×	週1日、本校登校 週４日は設置校登校
		知的障がい生徒自立支援コース	面接	高等学校	×	有料	有料	○		×	ほとんどの授業を一般生徒と一緒に受ける
	研究校	**大阪教育大学附属特別支援学校高等部**	１次（課題、行動観察、面談） ２次（抽選）	支援学校	○	有料	有料	○		○	通学は70分程度まで
△	その他	**エンパワメントスクール（公立）**	学科(5教科) 面接	高等学校	×	有料	有料	○		×	学び直しがコンセプトの学校（国数英の習熟度別授業等）
		定時制高校（公立）	学科(3教科)	高等学校	×	有料	有料	○		×	通常4年制の夜間学校。通信制との併修により3年で卒業も可。
		通信制高校（公立、私立）	面接 学科 （学校により異なる）	高等学校	×	有料	有料	○	○※ 私立のみ	×	登校日数を選べる
	専門知識等	**高等専修学校（私立）**	学科 面接	高等専修学校	×	有料	有料	○	○	×	通信制との併修により高卒資格の取得も可

△→なくても受験可　　※私立通信制高校で、本校が他府県の学校は対象外

4. 小・中学部〈進路に関する予定〉

小学部から中学部または中学校へ、中学部から支援学校高等部または他の学校へ、進路学習や見学を通じて、次の段階について少しずつイメージをもてるよう取り組んでいきます。また、進路に関する説明会・学習会や学校見学会も以下の予定で行われます。積極的にご参加ください。

小学部	中学部
	3年生　4月、9月、11月　**進路希望調査** 卒業後の進路希望先についてお聞きし、懇談（前期、後期、各学期末）等で今後の進路の方向性を相談していきます。
1学期 6年生　6月**進路希望調査** 卒業後の進路希望先についておききし、懇談等で今後の進路の方向性を相談していきます。	全学年　6月　**中学部保護者進路説明会** 昨年度の進路状況や、中学部から進学の可能性のある学校の紹介、今後の進路スケジュールなどについてお伝えします。
	3年生　6、7月　**進路学習・高等部見学** ・中学部卒業後の進路について知り、考える。 ・高等部卒業後の進路について知る。 ・高等部を見学し、高等部の学校生活について見通しを持つ。
小中全学年　7月　**中学部・高等部　学校見学会（各学部別日）** 本校中学部、高等部の教育内容の説明を受け、校内見学をします。 ※交野支援学校四條畷校の学校見学会も同時期に行われます。	
2学期 小6、中3　10月 **中学部・高等部　学校見学会** 本校中学部、高等部の教育内容の説明を受け、校内見学をします。 ※交野支援学校四條畷校の学校見学会も同時期に行われます。	1年生　9月　**進路学習** ・自分の将来の夢を発表し、好きなこと、得意なことについて考える。
	2年生　9月　**進路学習・施設見学会** ・身近ではたらく人々について知る。 ・「はたらく」ことについて考える。
6年生　11月～**進路学習** 中学部の授業見学や授業体験をすることで、中学部への見通しを持てるようにします。	1年生・2年生　11月～**小学部からの授業見学** 小学部との交流を通して、上級生としての意識を高める。
	3年生　11、12月　**進路学習** 中学部と高等部（高校）の違いについて知り、出願について学ぶ。
全学年　12月 **保護者進路学習会**： 中学部卒業後の進路選択についてや、支援学校高等部の進路に関する取り組みについて説明します。	3年生　支援学校高等部以外への進学希望者対象 10～2月　**受験直前対策** 面接練習、模擬試験、作業検査練習等
3学期	3年生　3月　**進路学習** 卒業後の進路に向けて、卒業後のそれぞれの生活（高等部、高校等）についてイメージをふくらませ、見通しを持つ。

全学年　6月頃より様々な学校のオープンスクールや学校見学会（一部対象学年が限定）の案内が配付されます。進路選択に向けて、早めのご参加をおすすめします。

3年生　11～2月進学希望先へ出願・入学試験、入学者決定検査等

5. 高等部卒業後の進路先について（イメージ図）

＊高等部卒業後の進路については、本人に合わせ様々な進路先が考えられます。
卒業後すぐに就職する場合もあれば、職業能力開発校や就労移行支援等いくつかのステップを経て、就職をめざす場合もあります。また、生活介護などの日中活動系の福祉サービスを中心に利用していく場合もあります。

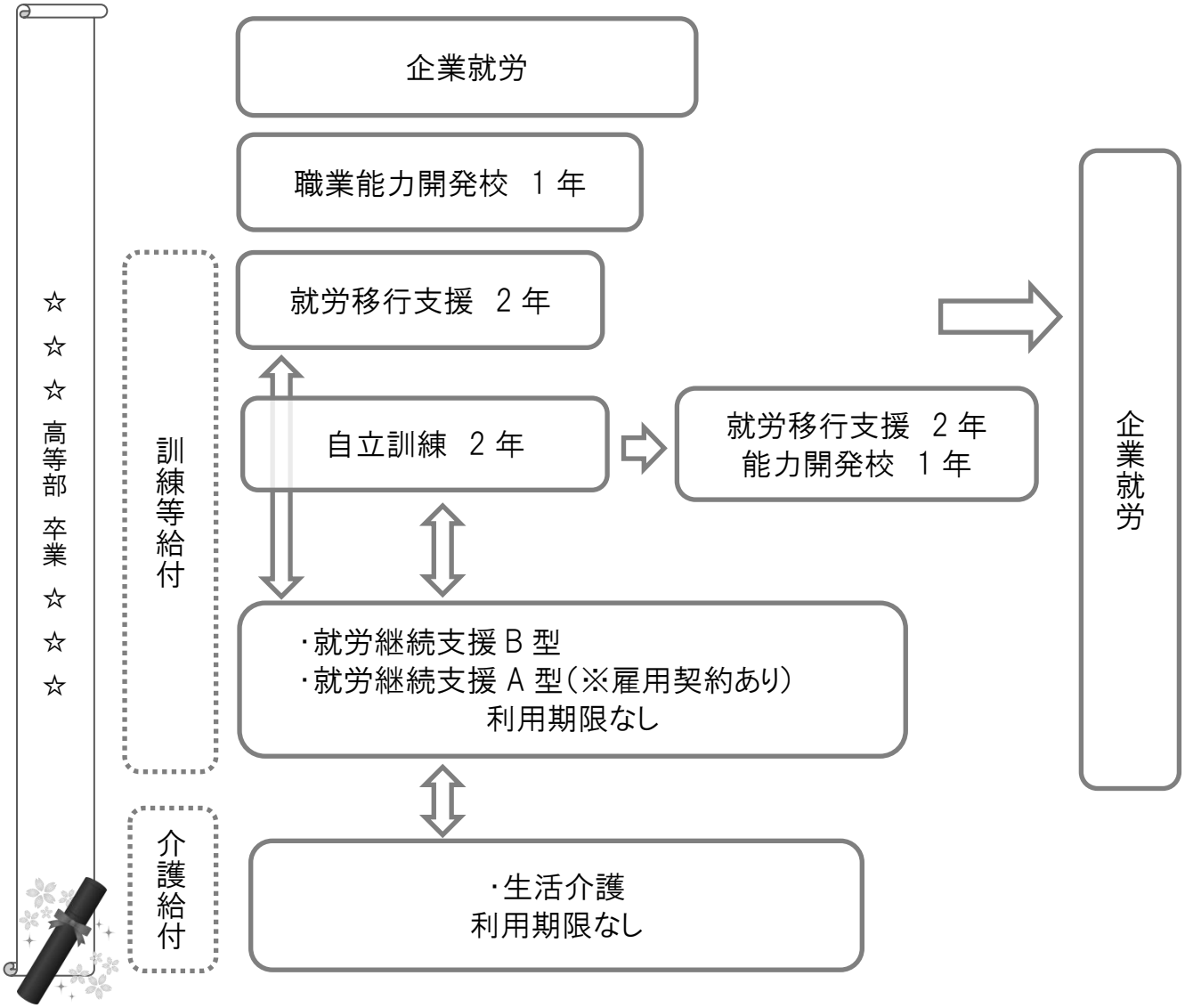

枚方支援学校　高等部　過去4年間の進路状況(2026.8更新)

進路先の種別	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
企業就労	0	2	1	1(就労)
職業能力開発校	0	0	0	0
就労移行支援	1	3	0	3
自立訓練	2	6	0	2
就労継続支援A型	0	1	0	0
就労継続支援B型	13	10	17	13
生活介護	8	5	8(9)	10
その他	2	3	2	1
合計	26	30	28	30

6. 高等部卒業後の主な進路先の内容について

種別	内容
企業就労	主な業種：清掃、事務補助、介護補助、量販店バックヤード・品出し、調理補助、製造工程補助など。 ☆雇用形態は、契約社員・パートタイム雇用・正社員雇用などです。一般的に（社会保険が適用される）契約社員・パートタイム雇用が多く、正社員雇用は少ない傾向にあります。 就職に向けた準備が整ってきたので、卒業後すぐに一般企業に就職したい。 在学中に企業での現場実習を通じて自分に合った就職先を見つけたい。
職業能力開発校	就職のための訓練や就職活動の支援を行っています。入校には選考試験・面接試験があります。 ☆基本期間は、1 年間です。 作業や実習を中心としたプログラムに参加して、就職をめざしたい。 1年以内には就職したいなぁ…。
就労移行支援	一般就労が見込まれる障がいのある方に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及び就職活動に関する支援等を行います。 ☆年限があり2年間です（場合によっては 1 年追加されます。）。 作業や実習を中心としたプログラムに参加して、将来的な就職をめざしていきたい。数年以内には就職したいなぁ…。
自立訓練（生活訓練）	一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、入浴、排せつ及び食事に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。 ☆年限があり2年間です（場合によっては 1 年追加されます。）。 将来的には就職をめざしたいけれど、まずは社会生活で必要となるスキルをもっと身につけたい。
就労継続支援 B 型	一般就労が困難な障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援等を行います。（**B型：非雇用型**） ☆年限はありません。※卒業後すぐの利用を希望する場合、在学中に「就労移行支援事業所」による「就労アセスメント」を実施する必要があります。※詳しくは、P22 参照。 作業を中心とした活動に参加したい。 年限は決めず、自分なりのペースで、働きつづけたい。
就労継続支援 A 型	一般就労が困難な障がいのある方のうち、雇用契約に基づく就労が可能な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援等を行います。（**A型：雇用型**） ☆年限はありません。事業所と雇用契約を結びます。 作業を中心とした活動に参加したい。 年限は決めず、将来的な就職をめざしていきたい。
生活介護	常時介護が必要な障がいのある方に、入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。 ☆年限はありません。 作業中心の活動以外にも、レクリエーションや創作活動、ウォーキングなどの活動をしたい。

7. 高等部 1･2 年生〈進路に関する予定〉

高等部卒業後についての具体的なイメージを作っていくために、進路に関するさまざまな取り組みを行っていきます。1･2年生対象の見学は後期：10 月から、2･3 年生対象の見学は前期：5 月から実施していきます。懇談会等とあわせて、早い時期から、積極的にご参加ください。企業等での体験実習は 1 年生後期（2 月）から、福祉事業所での体験実習は 2 年生の 2 学期に実施します。3 年生では、企業・福祉ともに、進路先を決めるための現場実習を行い、進路を決定していきます。また、卒業後に向けて、相談できる公的機関や支援機関との顔合わせも行っていきます。

	1 年生	2 年生
1学期	4 月　**学年進路懇談**（保護者対象）：昨年度の進路状況や今後の進路に関する取り組みについてお伝えします。これ以外にも進路相談は必要に応じ随時実施します。（保）	5～7 月　**福祉事業所等見学**（2、3 年生対象）：個別に福祉事業所を見学していただきます。一旦、学校にご連絡ください。また、各事業種別に見学会も実施します。（保+本も参加可） 6 月　**企業等体験実習②**（5 日間程度） ※希望者（本）
2学期	10 月～**福祉事業所等見学**（1、2 年生対象）：個別に福祉事業所を見学していただきます。一旦、学校にご連絡ください。また、各事業種別に見学会も実施します。（保+本も参加可） 11･12 月　**学年進路懇談**：次年度に向けての進路のながれ、企業等体験実習について説明します。（保） 12 月　**進路学習（見学会）**：福祉事業所や企業の見学を通じ、卒業後の生活をイメージする機会として設定しています。（本）	10 月　**福祉事業所体験実習**（2～3 日間程度　） 学校引率のもと、各市の福祉事業所での活動を体験します。自分にあった仕事や、参加したい活動について考える機会として設定しています。（本） 11、12月　**企業等体験実習③**（5 日間程度） ※希望者（本）
3学期	2 月　**企業等体験実習①**（3～5 日間程度） ※希望者（本） ：実際の職場での体験を通じ、仕事に対するやりがいや職業観を育てます。また、様々な職種を経験することで、本人の職業適性・準備性についての参考とします。	2･3 月　**学年進路懇談**：今年度の進路状況、高等部 3 年生の進路決定までのながれについて説明します。（保） 3 月　**進路意識調査②**：3 年生を迎えるにあたって、現時点での進路についての希望をお聞きします。（保）

【注】本：（生徒）本人　保：保護者　担：担任　進：進路担当

8. 高等部 3 年生〈進路決定までのながれ〉

福祉サービスの利用を希望する場合	企業就労を希望する場合

4･5 月　**個別進路懇談**（本人･保護者･担任･進路担当）：卒業後の進路に関する方向性（障がい福祉サービス事業所、企業、職業能力開発校など）について4者で懇談します。これ以外にも進路相談は必要に応じ随時実施します。（本+保+担+進）

5～7 月　**福祉事業所見学**（2.3 年生対象）：受け入れの可能性のある福祉事業所を中心に個別に見学していただきます。一旦、学校にご連絡ください。また、各事業種別に見学会も実施します。（保+本も参加可）

5 月　**福祉懇談会**（枚方市障がい福祉担当課、相談支援センター、就業･生活支援センター）
：卒業後に向けて、様々な支援機関の紹介と福祉サービスを使う上での必要な手続きの説明を受けます。（保）

障がい支援区分認定調査：生活介護利用希望者は各市による区分認定調査を受けます。
※P22 参照（本+保）

6 月　**企業現場実習**（10 日間）：本人と企業とのマッチングを確かめる実習です。企業の求めに応じ、別途実施する場合もあります。（本）

7 月～　**福祉現場実習**（日数は事業所の求めに応じる）：本人と事業所とのマッチングを確かめる実習です。（本+保）

7 月　**職業相談･求職登録**（ハローワーク枚方にて）企業就労までの手続きや卒業後の利用方法について学びます。また、地域の障害者就業･生活支援センターの担当者等からの職業講話や面談に参加します。（本+保+担+進）

9 月　**進路希望調査**：懇談に向けて、進路希望調査を行います。

9･10 月　**個別進路懇談**（本人･保護者･担任･進路担当）：現場実習等の結果を受け、進路希望を絞り込みます。（本+保+担+進）

利用希望申請：希望する福祉事業所あてに学校長名で利用希望の依頼を提出し、内諾書を受け取ります。

就労選択支援：就労継続支援 B 型利用希望者（令和9年より A 型を利用する場合も必須）は就労選択支援事業の利用が必要となります※P22 参照（本+保）

10 月　**企業現場実習**（10 日間）：採用を見据えた実習として行います。（本）
実習後、求人票の内容に基づき採用に向けた面接を行います。

2 月頃　**支給決定申請**：福祉事業所の利用開始日が決まれば、各市障がい福祉担当課で福祉サービス利用のための支給決定申請の手続きを行います。（本+保）

福祉事業所との利用契約：福祉事業所と利用契約を結びます。（本+保）

採用が内定すれば、入社の手続きに進みます。不採用の場合は、次の実習先の検討または進路変更も考えます。

障害基礎年金について、制度の仕組みや手続きの仕方について説明会をします。（日本年金機構より）（保）

【注】本：（生徒）本人　保：保護者　担：担任　進：進路担当

3 月　卒業

9. 進路懇談会・進路相談について

本校では、各学部・学年ごとに、進路に関する説明会や懇談会を実施しています。また、進路に関する相談や質問については随時受け付けています。ご質問等があれば、各担任を通じ、進路担当者までお気軽にご相談ください。皆様との対話を通じ、よりよい進路支援を充実させていきたいと考えています。

・各学部　進路についての懇談会の主な内容

学部・学年	懇談や説明会	主な内容
小学部	小学部進路学習会（12月）	・中学部の進路に関する取り組みについて ・中学部から進学の可能性のある学校の紹介 ・支援学校高等部の進路に関する取り組みについて
中学部	中学部進路説明会（6月）	・昨年度の中学部卒業生の進路状況 ・中学部卒業後の進学先について ・今後の進路に関するスケジュールについて ・支援学校高等部の進路に関する取り組みについて
高等部 1 年生	学年懇談会（4月）	・昨年度の高等部卒業生の進路状況 ・今後の進路に関するスケジュールについて
	学年進路懇談会（11～12月）	・企業等体験実習について（2 月実施） ・今後の進路に関するスケジュールについて
高等部 2 年生	学年懇談会（4月）	・昨年度の高等部卒業生の進路状況 ・今後の進路に関するスケジュールについて
	学年進路懇談会（12～3月）	・今年度の高等部3年生の進路状況 ・高等部3年生の進路に関するスケジュールについて
高等部 3 年生	学年懇談会（4月）	・昨年度の高等部卒業生の進路状況 ・卒業に向けての進路に関するスケジュールについて
	個別進路懇談会（前期） （4月～5 月）	・進路希望の聞き取り① ・希望する進路先（特に福祉事業所）の利用状況と受け入れについて ・進路決定までのスケジュールについて（確認）
	福祉懇談会 （5 月下旬ごろ）	・枚方市障がい福祉担当課より、福祉制度や手続きの方法について ・障がい者相談支援センターの紹介 ・障害者就業・生活支援センターの紹介
	個別進路懇談会（後期） （9 月～10 月）	・進路希望の聞き取り② ・希望する進路先の絞り込み
	学年進路懇談会 （1月～2 月）	・障害基礎年金について（日本年金機構　枚方年金事務所より）

10. 見学について

　様々な形態で見学会が企画・実施されています。早期から、将来の社会生活をイメージし、各学部卒業後の進路について考えていくために、積極的にご参加ください。詳しくは各学部・学年のスケジュールをご確認ください。

・各学部　進路についての見学会の主な内容

学部・学年	見学会	主な内容
小学部・中学部	支援学校中学部・高等部学校見学会	中学部、高等部の教育内容について説明を受け、学校内を見学します。（年 2 回実施。2 回目は卒業学年のみ。）
	その他の学校の学校見学会・オープンスクール	高等支援学校をはじめ各学校で、学校見学会やオープンスクールが開催されます。 ※参加対象となる学部・学年が学校によって違いますので、ご確認ください。
高等部1年生	福祉事業所見学	1 年生は後期（10 月～12 月）に、見学を実施します。

中学部からの進学を考えるにあたって（ご本人・保護者にお伝えしていること）
・オープンスクールや学校見学会へ積極的にご参加ください。
・各学校の支援体制や教育内容などをよくご確認ください。
・本人の適性や将来を考えて選択をしてください。

　個別での福祉事業所見学希望の案内を出させていただきます。見学希望がある場合は随時、学校にご相談ください。
　また、団体の福祉事業所見学会を年間で事業種別に 1 か所ずつ程度、計画します。

11. PTA 進路部主催の取り組みについて

　本校 PTA 進路部では PTA の皆様のご協力を得て、さまざまな取り組みを企画・実施しています。小学部・中学部の保護者の方も、ご参加いただけます。是非、気軽にご参加ください。

PTA 進路部企画の取り組み	主な内容
PTA 進路学習会、PTA 進路講座	関係機関の方々を講師にお招きし、制度やその活用の仕方、自立に向けた家庭での支援や就労支援について学びます。それぞれのお話を通じて、将来に向けて、今から取り組んでいきたいことを考える機会としても設定しています。 ☆これまで企画した主なテーマ ＊「親亡きあとのお金の話について」 ＊「保護者が知っておきたい障がい福祉サービスについて」 ＊「卒業生の保護者からの進路決定にむけた体験談等」

12. 企業等での実習について

高等部卒業後に企業での就職をめざす生徒を対象に、在学中に企業等での実習を行います。

自分に合った職種について考え、将来の社会生活で必要となることを具体的に知る機会としても設定しています。

〔企業等での実習のねらい〕

・実際の職場を体験し、働くことに対する意欲と自信を高めます。
・実習先でのきまりを守り、社会生活に必要な態度や習慣を身につけます。
・生徒の仕事に対する適性・能力・課題を発見する場としても設定しています。
・実習先に対して、それぞれの生徒の特性や能力について理解を得る機会とします。
・本人の生き方について、ご家庭の理解と協力が得られる機会とします。

本人・家庭・学校・実習先で協力して実施します。

〔企業等での実習の形態〕

学年	実施時期と期間	実習のねらい
高等部 1 年生	2 月に 3～5 日間程度 【体験的な実習】	☆将来の社会生活で必要となることを知る。 ☆体験を通じ、働く意欲をやしなう。 ☆自分に適した仕事について考える。
高等部 2 年生	6 月・11、12 月に 5 日間程度 【体験的な実習】	
高等部 3 年生	6 月・10 月に 10 日間程度+随時 【採用にむけての実習：現場実習】	☆卒業後の進路を決定する。

〔企業等での実習に向けて〕

・生活習慣をととのえ、はたらくための体力と気力を養いましょう。

働き続けるためには、毎日の健康管理と規則正しい生活習慣が大切です。また、必要な体力をつけることは、働くための意欲の向上にもつながります。

・自主通学ができるようになりましょう。

実習中は実習先まで、公共交通機関を使って自分で通勤します。自分で目的地まで移動できることを習慣づけるために、段階的に練習を積み重ねながら、公共交通機関を使用して自主通学ができるようになりましょう。

・決められた時間を守り、継続して作業にとりくみましょう。

実習先ではそれぞれの職場の方の指示にしたがって作業に取り組みます。きまった時間やルールを守り、あたえられた仕事は責任をもってやりとげる力を身につけましょう。

・自分から、あいさつ・返事をしましょう。

積極的な態度で、自分から挨拶や返事ができるよう心がけましょう。気持ちの良い挨拶や返事をやりとりすることは、相手によい印象をあたえ、よりよい関係づくりにつながります。

・適切な言葉づかいで、報告・連絡・相談をしましょう。

適切な言葉づかいや態度で、職場の方に接することができるよう心がけましょう。作業の終了の報告・連絡・相談・質問などを、場にふさわしい表現で伝えられるようになりましょう。

〔企業等での実習のながれ〕

実習事前学習
実習先や仕事内容を確認し、目標を設定します。

→ 実習が始まるまでに、実習先までの通勤経路を本人・保護者で一緒に確認してください。

実習中
実習日誌を記入して、その日の目標についての振り返りをします。また、その内容を、本人・職場・家庭で共有します。最終日には学校・本人・職場で実習全体の振り返りをします。

→

実習事後学習
実習で学んだことや気づいたことを振り返ります。
また、これから学校や家庭で取り組んでいくことについて考えます。
お世話になった実習先にお礼状を書きます。

13. 福祉事業所での実習について

卒業後、福祉事業所で福祉サービスを利用しながら社会生活をおくる生徒を対象に、福祉事業所での実習を行います。自分に合った事業所やサービス内容について考え、将来の社会生活で必要となることを、具体的に知る機会としても設定しています。

〔福祉事業所での実習の形態〕①

学年・実習の位置づけ	実施時期・期間・体制	実習のねらい
高等部 2 年生 福祉事業所体験実習 【体験的な実習】	・10 月 ・2～3日間程度 →登校後、学校から引率します。	☆実際の福祉事業所がどのようなところであるかを体験する。 ☆卒業後の社会生活を具体的にイメージする。 ☆きまりを守り、社会生活に必要な態度や習慣を意識する。 ☆（よりよい進路選択のため）それぞれに合った活動や作業について考える。
高等部2年生の2学期に、福祉事業所での体験実習に生徒全員が参加します。この実習では、学校に登校後、教員引率のもと各福祉事業所で日中活動を体験します。高3での福祉施設現場実習の導入と考えています。		

〔福祉事業所での実習の形態〕②

学年・実習の位置づけ	実施時期・期間・体制	実習のねらい
高等部 3 年生 福祉事業所現場実習 【進路選択にむけての実習：現場実習】	・夏季休業中を中心に ・1～5日間程度 →家庭からの送迎で実施します。	☆進路先として希望する事業所で、実際の活動内容を体験し、自分に合った内容かを確認する。 ☆受け入れ先の事業所として、提供するサービスが本人にとって適しているか、また体制上受け入れが可能かを確認する。 ☆（関係者全員で）それぞれの生徒に合った進路先であるかを確認し、見極める。
高3では夏季休業中を中心に（および随時）、家庭からの送迎で1日～5日間程度の福祉事業所での現場実習を実施します。この実習では、家庭から保護者の責任の下（一人で通える場合は一人で）各福祉事業所に行き日中の活動を体験します。基本的に各福祉事業所の時間帯に合わせて登所・降所しますので、利用者の方と同じように日中活動を体験することができます。 本人・家庭・学校・実習先で協力して実施します。		

〔福祉事業所での実習に向けて〕

・基本的な生活習慣を身につけましょう。

基本的な生活のリズムをととのえ、日中活動する場所で自分の力を発揮できるようになりましょう。また、社会生活の中で、自分でできる、または援助を受けてできることを増やしていきましょう。

・自分らしいコミュニケーション力をつけましょう。

言葉やサインなどで自分の気持ちや意思を相手に伝えられるようになりましょう。また、援助が必要なことや困っていることを相手に伝わる方法で伝えようとすることが大切です。

・気持ちの安定をはかりましょう。

医療とも連携しながら、気持ちの安定をはかりましょう。時には、必要な支援を受けつつ見通しをもつことや、自分なりの方法で落ち着けるようになることも大切です。

14. 枚方支援学校高等部の職業の時間について

３年間の流れ

長期目標・・・職業など卒業後の進路に関する学習活動を通して、
よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を養う。

１年（基礎） ⇒ 職業Ⅰと職業Ⅱ（４科目）のすべての科目を経験します。

職業Ⅰ
（軽作業）

＋

職業Ⅱ（４科目すべて）
園芸 ／ 窯業 ／ 縫製・クリーニング ／ 木工

２・３年（応用・発展） ⇒ 職業Ⅲおよび選択職業を履修します。
職業コースを選択する場合、職業Ⅲの履修はありません。

職業Ⅲ
（軽作業）

＋

選択職業
（職業コースを含む６科目から１つを選択）
園芸 ／ 木工 ／ 窯業 ／ 縫製・クリーニング ／ 作業基礎

職業コース

卒業

職業科目の時間割（例）

１年生

	月	水	金
１・２限	職業Ⅱ	職業Ⅱ	職業Ⅱ
３・４限	職業Ⅰ		
５・６限			

２・３年生

（職業コースを履修しない場合）

	火	木
１・２限	選択職業	職業Ⅲ
３・４限	選択職業	
５・６限		

（職業コースを履修する場合）

	火	木
１・２限	職業コース	職業コース
３・４限	職業コース	職業コース
５・６限		

職業の授業で取り組むこと

コミュニケーション
- 返事やあいさつ　・質問や報告
- 協力して作業を進める　など

材料や作業について
- 科目ごとの作業に関する知識、技能
- 安全な道具の扱い　など

自己管理
- もちもの管理　・時間の切り替え
- 不調を伝える　など

自己理解
- 得意、にがてや
  自分に合うやり方　など

- 作業を「できる」「できた」という**達成感、やりがい**をもつ。
- 集団の中で**自分の役割や価値**（役立っている、必要とされている）を見出す。
- はたらくことのイメージを持ち、**主体的に取り組む意欲**を高める。

職業科目の授業の内容

（年度によって授業内容は異なる場合があります。）

科目名	内容
職Ⅰ （１年）	SST（ソーシャルスキルトレーニング）や基礎的な軽作業
職Ⅲ （２・３年）	卒業後の社会生活を見据えた軽作業（タオルたたみ作業、アイススティック袋詰め作業、ファイリング作業など）
園　芸	野菜などの栽培と収穫
縫　製・ クリーニング	手縫い、ミシンでの身近な布製品の製作 クリーニング作業（洗濯・アイロンがけ）
木　工	木工作品の製作 安全意識を持ちながら工作機械や工具類の使用
窯　業	器などの製作（成形、やすりがけ、釉薬がけ） ひもづくりや板づくりなどの技法の習得と応用
作業基礎 （２・３年）	身体や手指の協調性、巧緻性を高める活動 （粗大運動、畑作業など屋外活動、個別の作業課題など）
職業コース （２・３年）	実技「むげんファーム」での野菜の生産・管理・販売、外部講師による講習（介護、園芸、美容等）、職場見学、職場実習、清掃検定 座学各教科の内容を統合し、より実践的な内容の学習、仕事上や社会生活上必要とされる知識やビジネスマナー、コミュニケーションスキルの習得

15.「(選択)職業」、「職業コースについて」

・「職業」の時間の学習について

枚方支援学校では、卒業後の社会的自立に向けて、「職業」の時間を設定しています。それぞれの科目に、各学年で段階的に取り組み、卒業後に社会ではたらくうえで必要となる基本的なことを学習します。

・「職業コース」について

大阪府立の知的障がいの支援学校において、障がいのある生徒の就労支援の一環として、職業コースの設置がすすめられてきました。

枚方支援学校では高等部2年生から、卒業後すぐ、または数年内に一般企業などへの就労をめざしている生徒を対象にした授業を行います。校内での学習や校外での実習などを通じて、就労への意識や意欲を高め、必要となる知識や技能を身につけます。また、様々な経験を通じ、就労に向けての自己の適性を知る機会としても設定しています。

＊(枚方支援学校高等部)職業コースの「めざす生徒像」

職業コースの履修については、本人の希望と合わせて、以下のめざす生徒像を踏まえ、現時点での本人の到達具合から履修の適性について検討します。

こころとからだ	**①自分自身が企業等で働きたいという気持ちがある。** **②気持ちをコントロールして、授業や実習に取り組める。** **③指導や注意を受けた時に、それを受け止めることができる。** **④次の日を意識して睡眠、起床をし、安定した登校ができる。** ⑤体調が悪いことを近くの大人に伝えられる。 ⑥暑い中では水分補給をするなど、体調を考えた行動を取ることができる。 ⑦4時間程度の立ち仕事にも耐えられる体力をつけている。
日常生活能力	**①次の日の持ち物などの準備ができる。清潔を意識し、身なりを整えられる。** **②公共交通機関(電車、バス)を使って、一人で目的地まで行くことができる。** ③お金に関する基礎的な知識があり、生活に必要なお金の計算ができる。 (電卓や紙を使用するなどして) **④時間を守って行動できる。** **⑤集団で行動することができる。**
基本的ルール	**①作業時間と休憩時間を区別して、行動できる。** ②指示を守って安全に注意して作業に取り組むことができる。
コミュニケーション	①挨拶、報告、連絡、相談を意識して、行うことができる。 ②一斉、個別指示を集中して聞くことができ、わからないことは質問することができる。 ③相手の話を聞いて、理解することができる。
作業能力	①指示された内容を理解して作業することができる。 ②作業の準備や片付けを行うことができる。 ③決められた時間内、作業に集中して取り組むことができる。 ④作業に必要な道具や機械などを決められた使い方で使用することができる。 ⑤1～100程度の数を数えることができる。

※上記の＿＿の項目については、**職業コース履修の条件としています。**

＊（枚方支援学校高等部）職業コースの主な内容

実技科目:

仕事に関する技術を学ぶとともに、職業生活に必要となる基礎的な能力を高めます。

＊主な作業内容

・清掃検定　・「むげんファーム」での野菜の生産管理　・外部講師による講習（介護等）　・職場見学、職場実習（集団型）…など

座学:

各教科の内容を統合し、より実践的な内容を学習します。

仕事上や社会生活上必要とされる知識やビジネスマナー、コミュニケーションスキルの習得をめざします。

実技科目 ＋ 座学 ＝ 社会的・職業的自立をめざす

16. 高等部卒業後の社会での生活に向けて

家庭と学校との連携～ともに育てる

学校で学習したことを生活の中で定着させていくためには、日ごろからの家庭での取り組みも大切です。例えば、家庭でタオルをたたむなどの作業をする機会が多ければ、福祉施設等で同様の作業を行う時、スムーズに取り組むことができます。また公共交通機関の利用についても、自分で料金を支払うなど、実際に利用する経験を増やしていくことも大切です。

これらの経験を積み重ねることで、高等部卒業後の進路選択についての幅が広がります。家庭で取り組みやすい役割をご本人にもたせていただいて、はじめは「お手伝い」というところから、「あなたの仕事」として発展していけるように、小学部段階から身近な環境の中での経験を増やしていきましょう。

17.就労に関する相談窓口について

☆就労支援について：相談できる機関の紹介

ハローワーク（公共職業安定所：専門援助部門）

就職を希望する人に対して、仕事に関する相談や職業紹介業務を行っています。

ハローワーク枚方（枚方、寝屋川、交野）	〒573-0031 枚方市岡本町 7-1 枚方ビオルネ 6 階	072-841-3363	専門援助部門が窓口

障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るため、継続的に支援を必要とする障がい者に対して、地域の福祉機関と雇用関係機関との連携をとりつつ、基礎訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行います。

枚方市障害者就業・生活支援センター（枚方）	枚方市磯島元町 21-10 （「ワークショップ虹」内）	090-2064-2188	就労および就労に関する生活支援
北河内東障害者就業・生活支援センターみぃーん：（交野、四條畷、大東）	大東市赤井 1-7－102 （「就労支援統括センターみぃーん」内）	072-871-0047	〃

障害者職業センター

就職のための相談や職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる支援等を行っています。

大阪障がい者職業センター	大阪市中央区久太郎町 2-4-11 クラボウアネックスビル4F	06-6261-7005	原則18歳以上が対象

Q：ジョブコーチって何でしょう？

障がい者の雇用促進をめざしたサービスの中に、援助付き雇用というサービスがあります。援助付きというのが、ジョブコーチと呼ばれる専門家のことで、障がい者が雇用された企業で、職場に定着していくまで支援してくれます。本人の様子に応じて、徐々に支援を減らし、本人がひとりだちしていけるように支援してくれます。

※利用は高等部卒業後からです。

Q：重度判定って何でしょう？

企業が障がい者を雇用する時に活用できる制度として、各種助成金制度があります。また障がい者雇用について法律で定められた雇用定数があり、それを達成していく方法として、重度判定で重度の判定を受けている方を 1 人雇用することで、2 人雇用と数えることができます（ダブルカウント）。企業が障がい者を雇用する際に、本人が職業的に重度であるかどうかを判定するものです。

〈重度判定を受けるのは療育手帳 B1または B2 の所持者です〉

＊作業検査と知能検査で判定します。 ※判定を受けることで、療育手帳の内容に変更はありません。

療育手帳 A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・重度

療育手帳 B1 または B2・・・・・・・・・・・・・・・・・・判定受けて重度、または重度以外となります。

18. 障害者職業能力開発校について

就職のための訓練や就職活動の支援を行っています。入校には選考試験・面接試験があります。

職業に必要な知識や能力を身につけ、職業的自立をめざす障がい者のために、各種の職業訓練を行っています。入校には選考試験・面接試験があります。

障害者職業能力開発校については、障害者職業能力開発校が実施している入校ガイダンスや体験入校を活用し見学に行くことができます。

＜参考（例年の日程）＞
7，8月頃　　職業能力開発校　体験入校
10，11月頃　職業能力開発校（一次募集）申込
12月頃　　職業能力開発校　受験

名称	所在地	電話番号	内容
大阪障害者職業能力開発校	堺市南区城山台 5-1-3	072-296-8311	知的、訓練期間1年 発達障がい、訓練期間 6 ヶ月
夕陽丘高等職業技術専門校	大阪市天王寺区上汐 4-4-1	06-6776-9900	知的、9 月入校、訓練1年 発達障がい、訓練期間 6 ヶ月
大阪市職業リハビリテーションセンター	大阪市平野区喜連西 6-2-55	06-6704-7201	知的、訓練期間1年 知的対象で一部 10 月入校
大阪市職業指導センター	大阪市住之江区泉 1-1-110	06-6685-9075	知的、生活訓練1年間後に、 職業訓練1年で合計2年間
摂津市障害者職業能力開発センター	摂津市鳥飼上 5-2-8	072-653-1212	知的 訓練期間1年
大阪INA職業支援センター	箕面市稲 6-15-26	072-729-7021	知的 訓練期間1年
大阪府立北大阪高等職業技術専門校	枚方市津田山手 2 丁目 11-40	072-808-2151	知的、ﾜｰｸﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ科 訓練期間1年
兵庫障害者職業能力開発校	伊丹市東有岡 4-8	072-782-3210	身体、知的 訓練期間1年
城陽障害者高等技術専門校	城陽市中芦原 59	0774-54-3600	知的　全寮制（月～金） 訓練期間1年
京都障害者高等技術専門校	京都市伏見区竹田流池町 121-3	075-642-1510	身体　6か月 知的　1年

19.（障害者総合支援法による）障がい福祉サービス、（児童福祉法による）障がい児支援について

◆サービスを利用するには・・・

①相談・申請　→　各市障がい福祉担当課に相談・申請します。

②調査　→　日常生活の様子や障がいの状況についての面接調査が行われます。

③審査・認定　→　調査結果、医師の意見書をもとに審査会において障害支援区分が決まります。

④決定通知　→　サービスの利用意向（サービス等利用計画案）をもとにサービスの量と１か月あたりの支払いの限度額を決定して、受給者証が交付されます。

⑤サービス利用　→　サービスを受ける事業所を選択して、サービスの利用申し込みや契約を行います。サービスを利用したときは、利用者負担額を事業所に支払います。

＊障害者総合支援法＊

「自立支援給付」を中心に、障がいの種類をこえた共通のサービスを提供

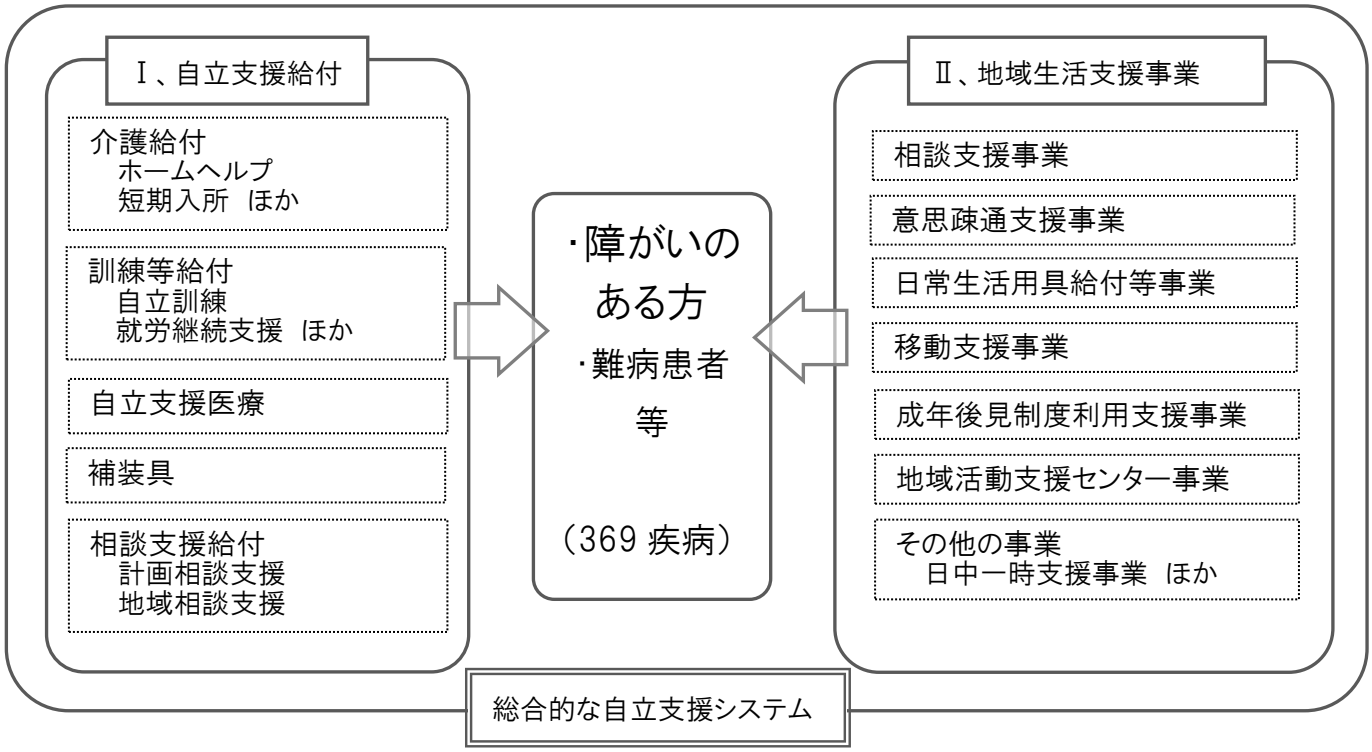

障害者総合支援法について

平成25年4月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい福祉サービスの対象に難病等による障がいのある方が加わりました。この法に基づくサービスには、「生活介護」等のサービスを行う「介護給付」、「就労移行支援」や「就労継続支援」等を行う「訓練等給付」、サービス等利用計画の作成等を行う「計画相談支援給付」、地域移行・地域定着を支援する「地域相談支援給付」、更生医療や育成医療等の「自立支援医療」、「補装具費の支給」、相談支援や移動支援等を行う「地域生活支援事業」などがあり、これらの支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念として障がい者総合支援システムを構築しています。

これらのサービスを利用するためには、市町村へ申請手続きを行い、支給決定を受けた上で事業者との契約を行うことになります（「生活介護」等を利用する場合は「障がい支援区分認定」が必要）。

Ⅰ：自立支援給付関係

介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護などの居宅での生活全般にわたる援助の提供
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護などの生活全般の援助のほか、外出の際の移動中の介護などの総合的な支援を提供
	同行援護	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供や移動の援護、その他必要な援助を提供
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があり常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護その他必要な援助の提供
	療養介護	医療に加え常時介護が必要な方に対して、病院で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助の提供
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会を提供
	短期入所 （ショートステイ）	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供
	重度障がい者等 包括支援	常に介護が必要な方に対して、居宅その他複数のサービスを包括的に提供
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間行われる入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援の提供
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上・維持のために必要な訓練、支援の提供
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会を提供、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を提供
	就労継続支援	企業等に就職することが困難な方等に対して就労、生産活動などの機会の提供、知識や能力向上のために必要な訓練を提供
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された方に対して、就労の継続を図るために、企業や医療機関等の関係機関との連絡調整、就労に伴う生活面の課題に関する相談、助言等必要な支援の提供
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に対して、一定期間にわたり、日常生活の中での課題に対して必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整等に必要な援助を提供
	共同生活援助 （グループホーム）	地域における共同生活において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を提供
地域相談支援給付	地域移行支援	施設等に入所している方に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を提供
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制の確保、緊急の事態等における相談その他必要な支援を提供
計画相談支援給付	計画相談支援 （サービス等利用支援、継続サービス利用支援）	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う

Ⅱ：地域生活支援事業

（地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業）

相談支援		障がい者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行うもの
意思疎通支援		手話通訳者の派遣などを通じて、障がい者の方の円滑なコミュニケーションを図るもの
日常生活用具給付等		日常生活を便利に、または容易にするために必要なものの給付を行うもの
移動支援 （ガイドヘルパー派遣）		障がい者の外出の際に円滑な移動を支援するもの
障害児通学支援〈枚方市〉/ 通学移動支援〈交野市〉 （通学ガイドヘルパー派遣）		ひとりで通学が困難な障害のある児童・生徒の通学を支援するもの
地域活動支援センター		創作的な活動や生産活動の機会の提供やその他の日常生活を援助するもの
その他の事業	日中一時支援	障害者（児）を対象とした短期入所の日帰り型および放課後の見守りなど
	手話奉仕員養成研修	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修するもの
	理解促進研修・啓発	地域社会の住民に対して障がい者等に関する理解を深めるための研修や啓発を行うもの
	自発的活動支援	障がい者やその他の家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援するもの
	成年後見制度利用支援	知的障がい者又は精神障がい者の成年後見制度の利用を支援するもの
	成年後見制度法人後見人	業務を適正に行うことができる法人を整備するとともに、法人後見の活動を支援するもの

障がい支援区分について

障害者総合支援法において、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すものとして「障がい支援区分」が定められました。

「生活介護」などの「障がい支援区分」が必要となる障がい福祉サービスを受けようとする方は、市町村から障がい支援区分の認定を受ける必要があります。

障がい支援区分の判定は、認定調査員が、申請者（調査対象者）及び介護者等から 80項目の調査項目に関する聞き取りを行った結果や医師の意見書をもとに行われます。

具体的には、障がい支援区分は、コンピューターによる一次判定と、それを受けた市町村審査会による二次判定を経て判定されます。

＊80項目の調査内容は以下のとおりです。
1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）
3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）
4. 行動障害に関連する項目（34項目）
5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

就労選択支援について

☆卒業後すぐに就労継続支援 B 型を利用する場合（令和9年より A 型を利用する場合も必須）

就労継続支援 B 型の希望者は、就労選択支援事業を利用しアセスメントを受けることが必要です。

利用希望者は市によるサービスの支給決定および事業所との利用契約が必要となります。

＊児童福祉法＊

【障がい児支援】

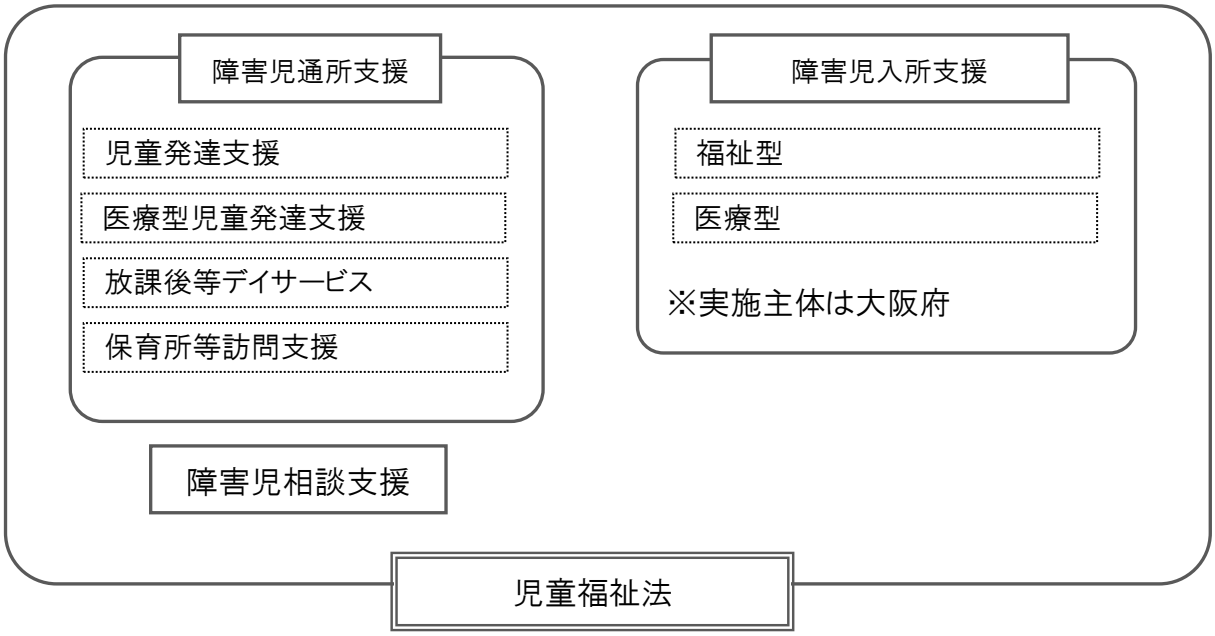

通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団活動への適応訓練、その他必要な支援を行う
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある障がい児に、児童発達支援及び治療を行う
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う
入所支援	福祉型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導および独立自活に必要な知識技能の付与を行う
	医療型障害児入所支援	施設に入所する知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児に、保護、日常生活の指導および独立自活に必要な知識技能の付与および治療を行う
障害児相談支援		障がい児通支援等の申請および支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案および障がい児支援利用計画を作成する 支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行う

サービス等利用計画作成（計画相談支援）について

「サービス等利用計画」は、障がいのある方の自立した地域生活の支援を行うために、必要なサービスが継続的かつ計画的に提供されるよう作成されるものです。障がい福祉サービスを利用するすべての方が対象となります。計画の作成に自己負担はありません。

障がい福祉サービス等の支給決定等の前に、ご本人やご家族の希望や状況を確認しながら、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案を作成します。支給決定等の後に、サービス事業者等との連絡調整及びサービス担当者会議を行い、サービス等利用計画を作成します。

支給決定後、一定期間ごとにモニタリングを実施し、計画の見直しを行います。

上記の「サービス等利用計画作成（計画相談支援）」は、各市にある相談支援事業所の中で、指定特定相談支援事業者が実施します。

また、計画相談支援を利用せず、支援者やご本人・ご家族で作成する「セルフプラン」を活用し、サービスの支給決定の手続きを行う場合もあります。

20. 障がい福祉サービス　利用までの流れ

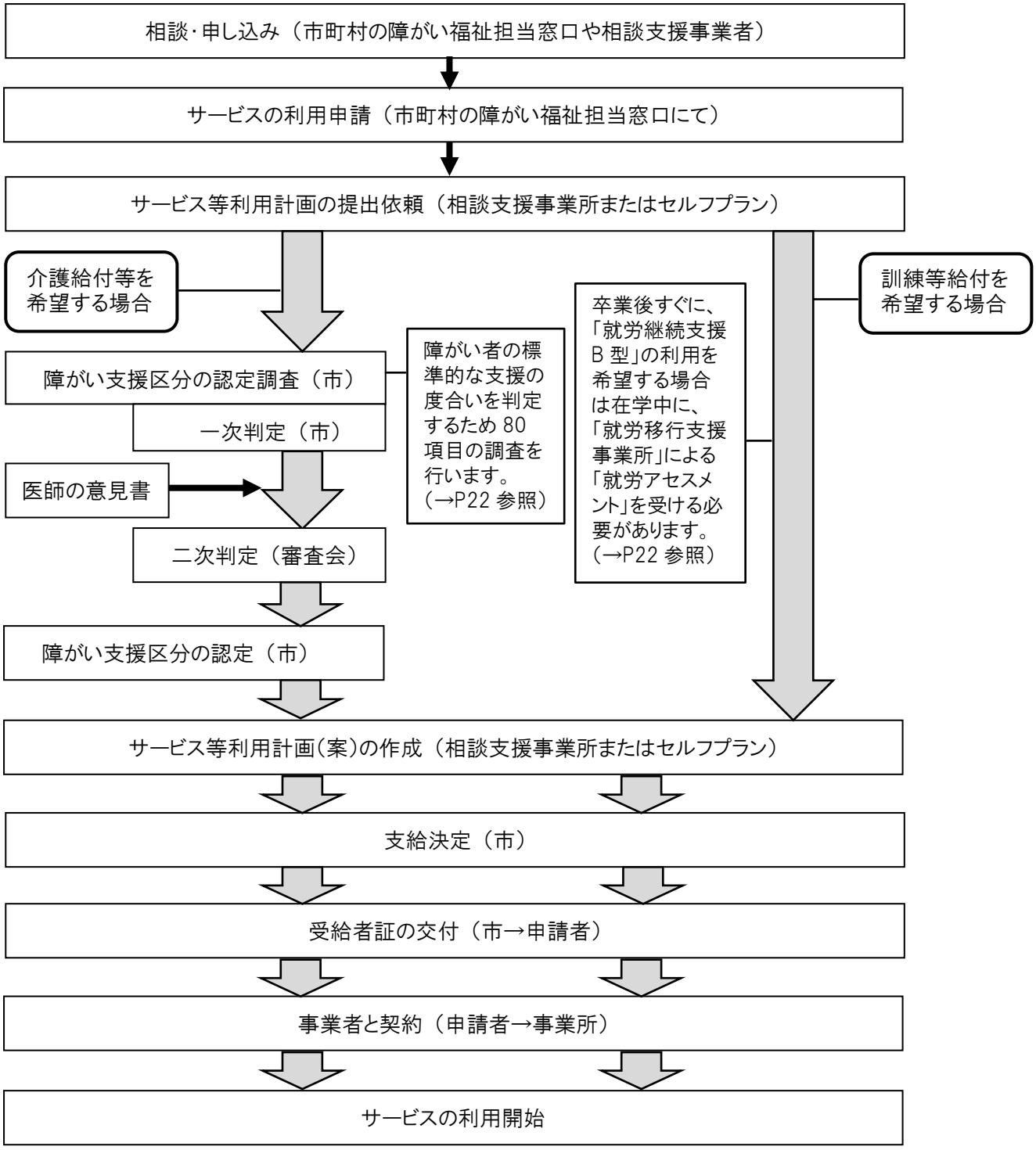

21. 障害支援区分と利用できる介護給付サービス

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備考
居宅介護 （ホームヘルプ）		←→	←→	←→	←→	←→	←→	通院等介助（身体介護を伴う）については、障がい支援区分が2以上であって、障がい支援区分の認定調査項目の要件を満たす必要あり
重度訪問介護					重度肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常時介護を要する方 ※病院等に入院又は入所中の障がい者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は、区分 6 以上 ←→	←→	←→	二肢以上に麻痺があり、認定調査項目の内、歩行、移乗、排尿、排便のいずれも「支援が不要」以外の方又は認定調査項目のうち、行動関連項目の合計点数が 10 点以上である方（その他経過措置もあり）
同行援護	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が 1 点以上の
行動援護				行動上著しい困難があり、常時介護が必要な知的障がい又は精神障がいの方（行動関連項目等の合計点数が 10 点以上の方） ←→	←→	←→	←→	精神・知的障がいのみ対象
療養介護						※2 ← - - -	気管切開に伴う人工呼吸器装着者 ←→	※2　その他、区分5の方のうち、条件に該当する方
生活介護			※3 ← - - -	←→	←→	←→	←→	※3　50 歳以上の場合、区分2からサービス利用可能
生活介護 （施設入所支援を利用する場合）				※4 ← - - -	←→	←→	←→	※4　50 歳以上の場合、区分3からサービス利用可能
短期入所 （ショートステイ）		←→	←→	←→	←→	←→	←→	
重度障がい者等包括支援							※5 ←→	※5　区分6の方のうち、条件に該当する方
施設入所支援（障がい者支援施設での夜間ケア）				※6 ← - - -	←→	←→	←→	※6　50 歳以上の場合、区分3からサービス利用可能

この範囲の区分ではサービスが使えません。

※ ← - - - ※の条件に該当すれば、この範囲の区分ではサービスが使えます。

←→ この範囲の区分ではサービスが使えます。

22. 日常生活のことで、相談できる場所について

福祉サービスの申請窓口は、在住市の障がい福祉担当課（枚方市→地域健康福祉室、交野市→障がい福祉課）です。

☆福祉サービスの活用の相談や申請手続きについて

各市福祉事務所

手帳の申請を行いたいとき、施設を利用したいとき、医療を受けたいとき、車いすなどの補装具が必要なとき、また日常生活で困っている等の様々な相談に応じています。

相談機関名	住所	電話番号
枚方市　障害支援課	枚方市大垣内町 2-1-20	072-841-1457
交野市　障がい福祉課	交野市天野が原町 5-5-1	072-893-6400

☆療育手帳の申請・更新、日常生活支援、子育てについての相談について（18歳未満）

子ども家庭センター

障がい児についての専門的、総合的な判定（とくに療育手帳の判定業務）を行うとともに、相談や障害児施設利用の手続き等を行っています。

相談機関名	住所	電話番号	対象年齢
大阪府中央子ども家庭センター（守口、寝屋川、枚方、大東、門真、四條畷、交野）	寝屋川市八坂町 28-5	072-828-0161	18歳未満対象

☆療育手帳の申請・更新、日常生活支援、子育てについての相談について（18歳以上）

大阪府障がい者自立相談支援センター

18 歳以上の方の障がい特性に応じた総合的な相談支援を行っているとともに、障がい者手帳の発行や更新業務などを行っています。

相談機関名	住所	担当課名	電話番号	対象年齢
大阪府障がい者自立相談支援センター	大阪市住吉区大領 3-2-36（大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンター内）	知的障がい者支援課	06-6692-5263	18歳以上対象
		身体障がい者支援課	06-6692-5262	

◇知的障がい者支援課：知的障がいの判定（18 歳以上の療育手帳発行や更新の場合）および専門的相談・指導（知的障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、知的障がいを伴う発達障がいのある方々への支援を実施しています。

◇身体障がい者支援課：身体障がい者の補装具や自立支援医療（更生医療）の判定および専門的相談・指導（身体障がい者更生相談所業務）等を実施しています。また、高次脳機能障がいについての相談に応じています。

卒業後の療育手帳の更新のための判定や相談もこちらで行います。
更新・申請の手続きは各市の障がい福祉課をとおして行うことになります。

23. 各市の相談支援事業所について

☆福祉サービスの利用調整や援助などの総合的な相談・支援などを行う

市町村の委託を受けて、障がいのある方やご家族等からの相談に応じたり、障がい福祉サービスの情報の提供をしたりします。また、福祉サービスを使うにあたって必要となる「サービス等利用計画」を作成する「計画相談支援」も行っています。

＜枚方市＞

パーソナルサポートひらかた 委託相談支援事業所	枚方市中宮山戸町 10-12-105	072-848-8825	地域活動支援センターを併設
地域支援センターゆい 委託相談支援事業所	枚方市上島東町 14-1 上島御浜ビル 2F	072-894-7470	地域活動支援センターを併設
地域生活支援センターにじ 委託相談支援事業所	枚方市伊加賀西町 52-12	090-8216-4911	地域活動支援センターを併設
相談支援センター陽だまり 委託相談支援事業所	枚方市交北 2-7-15	072-809-0015	地域活動支援センターを併設
クロスロード 委託相談支援事業所	枚方市川原町 9-4 第 2 浜田ビル2階	072-843-4100	地域活動支援センターを併設
地域活動支援センターののはな 委託相談支援事業所	枚方市長尾元町 5－10－6 村田ビル1階	072-845-6883	地域活動支援センターを併設
トラマナ相談室	枚方市車塚 1 丁目 1-1 6 階 11 号室	072-817-9580	
相談支援事業所いちごいちえ	枚方市長尾元町 1-33-66	072-868-5001	
トータルケア明	枚方市西禁野 2-4-17 第 5 松葉ビル 102 号	072-840-2072	
相談支援事業所あるがまま	枚方市南中振 2-88-6	072-803-6497	
特定相談支援事業所わかたけ	枚方市交北 4-1248-1	072-805-9911	
かなえケアサービス	枚方市長尾西町 2-51-5	072-813-8288	
市立ひらかた子ども発達支援センター	枚方市磯島北町 3－2	072-807-5373	※児童のみ
支援センターぴーぷる	枚方市大垣内町 3-10-5	072-865-3681	
「まごころ」介護相談所	枚方市山之上北町 1-32 テクノスビル 3 階	072-804-0580	
ぐっどケア相談支援事業所	枚方市出屋敷元町 2-9-1	072-805-0277	
相談支援事業所こどもテラス	枚方市釈尊寺町 25 釈尊寺第 2 団地 31-102	072-845-5922	
どんぐり	枚方市春日元町 2-30-2	072-865-3457	
悠とぴあ介護支援事業所	枚方市山田池東町 36-18	072-865-5472	
相談支援事業所クオリア	枚方市宮之阪1－22－10－2	072-805-3177	
スマイル相談室・枚方	枚方市星丘 3-1-15 プラ・ディオ星丘ビル 3 階	070-2442-0464	
めぐり	枚方市牧野阪1－25－12－105	072-807-8781	
カノン	枚方市伊加賀北町2－30－102	072-894-9750	
ローレルケアプランセンター	枚方市走谷 1－14－44－2	072-845-6234	

＜交野市＞

障がい児（者）相談支援センターてらサポ 委託相談支援事業所	交野市星田 6-24-5	072-810-0900	
障害児者相談支援センターかたの 委託相談支援事業所	交野市寺 4-590-1 交野自立センター	072-893-7006	
地域活動支援センターみのり 委託相談支援事業所	交野市天野が原町 2-14-18	072-893-9511	地域活動支援センターを併設
ハートフルステーションいわふね	交野市私市 2-14-14	072-893-8604	
森南ソーシャルワーク	交野市森南 3-114	072-892-1660	
サポートスペースいいな	交野市私市 2 丁目 32 番 1 号	072-893-1717	※18 歳以上
相談支援センターれんと	交野市星田 2－13－22	072-892-4822	
交野市児童発達支援センター	交野市天野が原町5－5－1	072-892-3077	※児童のみ
障がい児相談支援事業所　マハロ･リノ	交野市私部 4－13－9	072-800-4325	※児童のみ
どんぐり	交野市倉治 8－11－5	072-865-3457	
相談支援事業所　空　交野店	交野市私市 3－22－6－4	072-894-9430	※18 歳以上
相談支援事業所　リエゾン	交野市星田6－1－20	080-9125-7766	

24. 各市の福祉サービス事業所 ＜枚方市＞

名称	サービス種別	所在地	電話番号
歩(あゆみ)	就労移行/就労継続B型	長尾元町 5-21-6 長栄ビル 3 階	072-836-0888
Coco Color	就労移行/ 就B	三栗 1-1-14	072-808-8494
Coco Color	自立訓練	三栗 1-1-15 テラスエスト枚方 101	072-894-7555
CONNECT 枚方	就労移行	岡東町 12-1 ひらかたサンプラザ 1 号館 601	072-808-8185
CONNECT 枚方第2	就労移行	岡東町 12-1 ひらかたサンプラザ 1 号館 404A 室	072-807-8603
CONNECT WORK	就労継続 B 型	岡東町 12-1 ひらかたサンプラザ 1 号館 404A 室	072-807-8603
就労支援センターあんず/あんずリーフ	就労移行/就労継続B型	町楠葉 1-12-3-101	072-851-6606
ディーキャリア枚方駅前オフィス	就労移行	大垣内町 2-10-14 宮村第3ビル 4 階	072-807-8277
ぱぴるす	就労移行/就労継続B型	大字尊延寺 2200	072-859-0245
パン工房ラビット	就労移行/就労継続B型	須山町 60-12	072-847-3344
ラ・レコルト枚方	就労移行	大垣内町 2-8-22 シンエービル 2 階	072-861-5101
LITALICO ワークス枚方	就労移行	岡東町 12 - 1 ひらかたサンプラザ 1 号館 5 階	072-804-9009
LITALICO ワークス枚方第2	就労移行	岡東町 18-15 キューブ枚方駅前 2 階	072-861-5240
あんずシード	自立訓練	南楠葉 1-30-1-303-1-4F	072-851-6565
あ～とはうす	就労継続 B 型	北中振 3-18-15-101	072-835-3080
アイナベル	就労継続 B 型	南中振 2 丁目 80－9	070-2227-0070
あい・ふぁ～む	就労継続 B 型	杉山手 3 丁目 28-70	072-800-1322
いそしまカーム	就労継続 B 型	磯島北町 29-15	072-849-1000
いちごや	就労継続 B 型	甲斐田町 5-25-102	072－805-2660
ウィールズ	就労継続 B 型	甲斐田東町 28-5	072-396-9030
cafe Ace(2026 年 4 月開所)	就労継続 B 型	牧野阪 1 丁目2－13 1 階 2 階	072-896-5515
キッズ枚方コミュニケーションズ	就労継続 B 型	堤町 2-1-103	072-861-6360
クオリアステラ	就労継続 B 型	宮之阪 1-22-10 上田ビル 2 階	072-805-3177
クッキー工房おれんじはうす	就労継続 B 型	交北 3-3-10	072-856-8378
さくら事業所	就労継続 B 型	宮之阪 3-6-3-101	072-847-5029
サンスクエア	就労継続 B 型	牧野阪 1-23-19-103 号	072-855-2211
就労支援センターあんず中町	就労継続 B 型	楠葉中町 37-16	072-866-3303
就労継続支援作業所青い鳥	就労継続 B 型 生活介護	長尾家具町 1-4-18 長尾家具町 1-7-10-102	072-800-1436 072-800-1350
障害者労働センター	就労継続 B 型 生活介護	中宮山戸町 10-12-101	072-848-0508
しらかばの郷	就労継続 B 型	出屋敷元町 1-45-5 パークサイドスクエア 101 号	072-849-9090
心学塾作業所	就労継続B型/生活介護	大峰元町 1-21-5	072-859-9194
すずらんアニメーションスタジオ	就労継続 B 型	岡東町 18-15 キューブ枚方駅前 4 階-B	072-841-8915
スマイルジョブくずは	就労継続 B 型	町楠葉 1-3-9 SG ビル 3 階	072-807-6265
清水園	就労継続 B 型/生活介護	大字津田 873-2	072-896-1600
セルプわらしべ	就労継続 B 型	王仁公園 2-2	072-858-1425
ZERO(ゼロ)	就労継続 B 型	大峰南町 14-19	072-859-4169

出屋敷の里	就労継続Ｂ型/生活介護	出屋敷西町 2-20-8	072-848-2611
とくふうホーム	就労継続Ｂ型/生活介護	大字尊延寺 4592-24	072-858-4058
パインスター	就労継続Ｂ型	大字杉 4607-74	072-896-0301
ハウスゆう	就労継続Ｂ型	中宮山戸町 7-23	072-848-7640
ぱうんどケーキ村	就労継続Ｂ型	山之上 4-5-4	072-841-1515
パラグリーン	就労継続Ｂ型	長尾荒阪 1-2865-7	072-867-3377
晴れる家喫茶	就労継続Ｂ型	牧野下島町 2-8 竹島ビル 101	072-808-8704
ひらかた･にじ福祉工場	就労継続Ａ型/Ｂ型	招提東町 2-3-1	072-864-1055
フワフワ(2026 年 4 月開所)	就労継続Ｂ型	小倉町７番 28 号　トップヒル蔵 101	072ー894-7727
福祉の店 あすか	就労継続Ｂ型	西禁野 1-3-18-101 号	072-848-2324
マイウェイひらかたワーク草 笛	就労継続Ｂ型/生活介護	藤阪天神町 3-1	072-808-2031
ミルキーウェイ(枚方市)	就労継続Ｂ型/生活介護	長尾荒阪 1-2827-7	072-867-5690
Moon	就労継続Ｂ型	大垣内町 3 丁目 11-41-103	072-804-3045
やなぎ工房	就労継続Ｂ型	中宮本町 4-25	072-848-1339
夢桜ホーム	就労継続Ｂ型	津田山手 2-18-1 アスク内	072-808-3322
リベラルワークス	就労継続Ａ型/Ｂ型	南中振1-1-28	072-392-1782
ワークショップちゃぶ	就労継続Ｂ型	交北 2-7-15	072-809-0118
リハスワーク枚方	就労継続Ｂ型	枚方市出屋敷元町 1-27-7	072-896-6902
ONE GAME 枚方ビオルネ	就労継続Ｂ型	岡本町7ー1ー4F	072-845-5009
いま･ここテラス	就労継続Ａ型	枚方市大垣内町 2-17-3 大垣内御浜ビル 3 階	072-808-6608
いま･ここテラスくずは	就労継続Ａ型	枚方市樟葉並木 2-13-8 ビスタシオンシマダ 2 階	072-800-1395
ウェルジョイ	就労継続Ａ型	枚方市西禁野 2-2-26 第二黒川ビル 2F	072-847-2030
グリーンズ枚方	就労継続Ａ型	岡東町 18-23 枚方近畿ビル 6 階	072-807-6336
健美道枚方	就労継続Ａ型	枚方市伊加賀北町 7-89	072-845-4937
ステップライフ	就労継続Ａ型/Ｂ型	伊加賀南町 2-8	072-807-4643
hughug(ハグハグ)	就労継続Ａ型	牧野本町 2-19-2 101	072-845-6235
ワークサポート枚方	就労継続Ａ型/Ｂ型	枚方市津田山手 2-18-1	072-859-8822
アンダンテ	生活介護	山之上 1-19-10	072-896-9373
泉学園	生活介護	大垣内町 2-9-19 2 階	072-844-0152
いろどり	生活介護	大峰南町 15-18	072-858-2203
エンジェルス	生活介護	東香里新町 11-18	072-852-8440
OzU(おず)	生活介護	枚方市宮之阪 4-17-38	072-894-7694
オランジュ	生活介護	船橋本町 2-49-1	072-807-8945
かけはし	生活介護	茄子作東町 36-1 サンフェリカ 1 階	072-854-8688
ぐっどケアSoーLa	生活介護	出屋敷元町 2-9-1	072-391-0018
ぐっどケアぽらりす	生活介護	大峰元町 2-3-11	072-897-6666
ぐっどケア Ma-Na	生活介護	津田元町 2-54-5	072-808-2233
ぐっとケア Juno	生活介護	印田町 39-1	072-800-1277
ココロステッキ	生活介護	大峰南町 22―5	072-858-0507
御殿山カーム	生活介護	渚西 2-7-30	072-890-0080

さくらいろ	生活介護	津田元町1-15-5　102 号室	072-807-8686
茶楽わくわく	生活介護	交北 2-7-15	072-391-1411
すずらん	生活介護	東中振 2-11-12　2F　103･104	072-802-3207
スマイルゲート枚方	生活介護	星丘 3-1-15　プラ･デイオ星丘1階	072-807-7820
わらしべ園	生活介護	長尾荒阪 2-3545	072-850-5507
とうかえで/め～ぷる	生活介護	養父東町 50-13	072-809-0870
南海香里のさと	生活介護	南中振 1-20-48	072-832-8576
ハッピーガーデン	生活介護	津田東町 3-27-1	072-859-8555
ぱすてる	生活介護	都丘町 27-25	072-848-0055
Haruかぐまち	生活介護	長尾家具町 2-5-13	072-380-2364
ひらかた　くすの木	生活介護	津田東町 2-35-5	072-858-7353
ぶりりあん	生活介護	須山町 41-16	072-845-6129
ぽっぽサービス	生活介護	中宮本町 6-12	072-808-8831
bon ワークス枚方	生活介護	北山1丁目 67-6	072-866-1237
ミント	生活介護	山田池東町 21-2 フロリアートB 棟1階	072-808-6401
エミナわらしべ	生活介護	長尾谷町 1-101-1	072-807-3682
めぐりカーム	生活介護	渚内野 1-14-11	072-805-3009
山の上のかけはし	生活介護	山之上北町 5-1　ｻﾝｴｰｽﾋﾞﾙ2階	072-846-7798
ワークショップ虹	生活介護	磯島元町 21-10	072-848-8924
わかたけ	生活介護	交北 4-1248-1	072-805-9911
わらしべ園	生活介護	長尾荒阪 2-3545	072-850-5507

☆各市の福祉サービス事業所＜交野市＞

名称	サービス種別	所在地	電話番号
交野自立センター（入所部）	就労移行/生活訓練/就労継続Ｂ型	寺 4-590-1	072-893-4523
交野自立センター（通所部）	就労継続Ｂ型/生活介護	寺 4-590-1	072-893-1156
cafe スタッキー	就労継続Ｂ型	天野が原町5-5-1 ゆうゆうセンター内	072-845-5773
さくらの工房	就労継続Ｂ型	交野市梅が枝 43-33 ｺｽﾓｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ 2 階	072－808－7241
トランジットWorks	就労継続Ｂ型	交野市私市西1－11－1ｳｼｵﾋﾞﾙ 3F	072－860－7737
にじのそら	就労継続Ｂ型	交野市私市 6-20-3	072－808－7015
ミルキーウェイ（交野）	就労継続Ｂ型/生活介護	天野が原町 5-32-1	072-893-9592:就Ｂ 072-893-4890:生
ワークスペース いいな	就労継続Ｂ型	私市 2-32-1	072-893-1717
ワークハウスやわらぎ	就労継続Ｂ型	寺 4-590-1	072-892-6671
グリーンサム	就労継続Ａ型	天野が原町 2-47-15	072-896-5842
アトリエ ShiroiTo	生活介護	星田 5 丁目 13-6	072-381-8308
いわふね峡	生活介護	私市 9-17-3	072-894-8979
くらじワークセンター	生活介護	東倉治 1-12-12	072-894-0437
てらサポート	生活介護	寺 4-590-1	072-810-6668
ハートフルステーションいわふね	生活介護	私市 2-14-14	072-893-8604
ピースフルケアあとりえ	生活介護	郡津 5-47-11	072-800-1212
スマイルステーション千手庵	生活介護	星田 5-14-4	072-894-3530

※より詳しい情報については学校Ｈ･Ｐ 掲載の「福祉事業所情報」をご参照ください。

☆他市の福祉サービス事業所　※他市については、これまでの卒業生の進路先のみ掲載しています。

名称	サービス種別	所在地	電話番号
支援センター さくら	就労移行/自立訓練/就労継続A型	大東市末広町 15-6	072-871-0030
Joint Joy(ｼﾞｮｲﾝﾄ ｼﾞｮｲ)	就労移行/就労継続Ｂ型	京都府八幡市男山竹園 2-1A03-110	075-981-2111
スクールきると（梅田校）	就労移行/自立訓練	大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第４ビル４階 403	06-6136-5709
ユニバーサルカレッジ クレシオ	就労移行/自立訓練	大東市大野 1-4-25	072-812-2108
YCC カレッジ	自立訓練	寝屋川市香里北之町 3-20 ﾒｿﾞﾝｲﾝ香里１階	072-831-1156
L’s College おおさか	就労継続Ｂ型	大阪市浪速区木津 2 丁目 3-8	06-6561-7730
カフェ樹林	就労継続Ｂ型	京都市伏見区深草塚本町 67	080-3386-4599
私の太陽農園	就労継続Ｂ型	四條畷市大字逢坂 479-4	072-863-2121

25. 療育手帳の申請や更新について

☆療育手帳の交付

対象者	子ども家庭センター（18 歳未満）または、障がい者自立相談支援センター（18 歳以上）で知的障がいと判定された人
内容	知的障がいと判定された方に交付されます。手帳には、障がいの程度によって、A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。手帳を取得することにより障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。
窓口	在住市の障がい福祉担当課
申請手続	在住市の障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付書類を受け取り、必要事項を記入の上、写真を添えて手続きしてください。
再判定	療育手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますのでその時期までに、再判定を受ける必要があります。（更新申請）
居住地、氏名変更	転居された場合、新しい居住地の福祉事務所または各市町村の障がい福祉担当課に「療育手帳記載事項変更届出書」を提出してください。氏名を変更された場合も、「療育手帳記載事項変更届出書」を、福祉事務所または各市町村の障がい福祉担当課に提出してください。
再交付	紛失または破損したときは、写真を添えて、在住市の障がい福祉担当課に再交付の申請をしてください。
その他	手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

☆療育手帳の申請

申請
・在住市の障がい福祉担当課

必要なもの
・印鑑
・写真 1 枚
（4×3 ㎝）

→

判定機関
【18 歳未満】
→子ども家庭センター

【18 歳以上】
→障がい者自立相談支援センター

→

大阪府で審査
・・・手帳交付

・在住市の障がい福祉担当課

→

ご本人へ

☆療育手帳の更新

更新期限の少し前に市役所から通知が送られてきます。
（多くの方は 20 歳の誕生日に更新です。その後は5年ごとです。）

↓

在住市の障がい福祉担当課へ電話をかけて、市役所に行く日時の予約をとります。

↓

予約した日に、通知書に書かれている物を持って、在住市の障がい福祉担当課へ行きます。

↓

その後、予約日に大阪府障がい者自立相談支援センターへ行って、面接や検査を受けます。

↓

新しい手帳が発行された通知が家に届いたら、印鑑を持って、在住市の障がい福祉担当課に取りに行きます。

↓

26. 精神障害者保健福祉手帳の申請や更新について

☆精神障害者保健福祉手帳の交付

対象者 障がいの範囲	統合失調症、気分（感情）障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障がい（記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がい）、発達障がい及びその他の精神疾患が対象であるが、知的障がいは含まれない。
内容	手帳には、障がいの程度により 1 級から 3 級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスが利用できるようになります。また、手帳用診断書により取得した手帳であれば、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けることができる場合があります。
窓口	在住市の障がい福祉担当課または精神保健福祉担当課（枚方市→障害福祉室、交野市→障がい福祉課）
申請手続	在住市の障がい福祉担当課（枚方市→障害福祉室、交野市→障がい福祉課）で相談し、申請書を受け取り、必要事項を記入の上、医師の診断書（所定の様式のもので、初診日※から 6 か月以上経過した時点のもの）または障害年金証書及び写真を添えて手続きしてください。 　なお、障害年金証書の写しを添える場合は、さらに次の書類が必要です。 （a）一番最近の年金振込通知書の写し又は一番最近の年金支払通知書の写し （b）年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」 ※初診日：当該障がいの原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日です。
更新	手帳の有効期限は 2 年です。更新する場合には更新の手続きが必要です。更新手続きは、有効期限の 3 か月前から行うことができます。次の書類に写真を添えて提出してください。 （1）申請書 （2）現在お持ちの手帳の写し （3）診断書（所定の様式のもの）、又は障害年金証書の写し
居住地、 氏名変更	転居された場合、新しい居住地の市町村精神保健福祉担当課に「障害者手帳記載事項変更届出書」を提出してください。氏名を変更された場合も、「障害者手帳記載事項変更届出書」を、福祉事務所または各市町村の障がい福祉担当課に提出してください。
再交付	紛失または破損したときは、写真を添えて、在住市の障がい福祉担当課に再交付の申請をしてください。
その他	手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

27. 身体障害者手帳の申請について

☆身体障害者手帳の交付

対象者 障がいの範囲	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能及び肝臓機能に障がいのある人
内容	手帳には、障がいの程度により 1 級から 6 級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスが利用できるようになります。
窓口	在住市の障がい福祉担当課または精神保健福祉担当課
申請手続	在住市の障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書と診断書用紙を受け取り、指定医師の診断を受けてから、その診断書と写真を添えて手続きしてください。
等級変更	障がいの程度が変わったと思われる人は、指定医師の診断書を添えて申請してください。
居住地、 氏名変更	転居された場合、新しい居住地の各市町村の障がい福祉担当課に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合も、届出書を、各市町村の障がい福祉担当課に提出してください。
再交付	紛失または破損したときは、写真を添えて、在住市の障がい福祉担当課（枚方市→障害福祉室、交野市→障がい福祉課）に再交付の申請をしてください。
その他	手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

28. 障害基礎年金の申請について

20 歳になると、障がいの程度に応じて障害基礎年金の受給を受けることができます。

年金の申請場所＝市町村の国民年金課

◆年金の額：（1級：年額 1,039,625 円、2級：年額 831,700 円で偶数月に2ヶ月分受給）※令和 7 年度現在

◆給付基準：所得が 370 万 4000 円未満で、何らかの支援を受けないと一人暮らしができない方が一定の目安です。

（所得額により1／2、全額の支給停止制限があります。年金額は変動します。）

◆手続きのながれ

① 20 歳の誕生日の2～3ヶ月前に、市町村の国民年金課に障がい者手帳を持参して、障害基礎年金の相談をし、申請関係の書類を受け取ります。

持参するもの：・印鑑 ・療育手帳及び母子手帳など

受け取るもの：・医師の診断書 ・病歴・就労状況申立書

② 療育手帳・精神保健福祉手帳で申請する場合には、精神保健指定医である精神科等の病院を予約して診察や面接、知能検査等を受けて所定の診断書に記入してもらいます（初診確認のため「受診状況等証明書」が必要な場合があります）。

③ 身体障がいで申請する場合は、障がいに応じた医療機関で同様の手続きを行ってください。

④ 主に家族が意見書等に記入します。

⑤ 以上の書類を年金課に提出します（本人名義の通帳が必要です）。

審査の結果通知が届きます。

※日本年金機構枚方年金事務所から年金制度や必要となる手続きについての資料をいただき、高等部 3 年生の卒業前に配付します。

申請窓口	住所	電話番号
枚方市役所 保険年金課（国民年金）	枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号別館 2 階	072-841-1407
交野市役所 医療保険課	交野市私部 1 丁目 1 番 1 号	072-892-0121
相談できる場所	住所	電話番号
日本年金機構 枚方年金事務所（お客様相談担当） ※事前に面談の約束が必要です。	枚方市新町 2-2-8	072-846-5011 ダイヤルイン①→②

29. 高等部卒業後の支援について（アフターケア）

枚方支援学校では、高等部卒業生に対しての相談支援を、関係機関とも連携し、随時行っています。

また、卒業生が中心となる「枚方支援学校同窓会」を組織し、毎年 1 回の同窓会総会の運営をはじめ、会員相互の親睦を図っています。

<table>
<tr><th></th><th>支援内容</th></tr>
<tr><td>新規卒業生の移行支援
（進路先への引継ぎ）</td><td>各担任が進路先に出向き、「個別の移行支援計画」をもとに、ご本人自身のことや一人ひとりに応じた具体的な支援内容を、卒業後の進路先に引き継ぎます。
 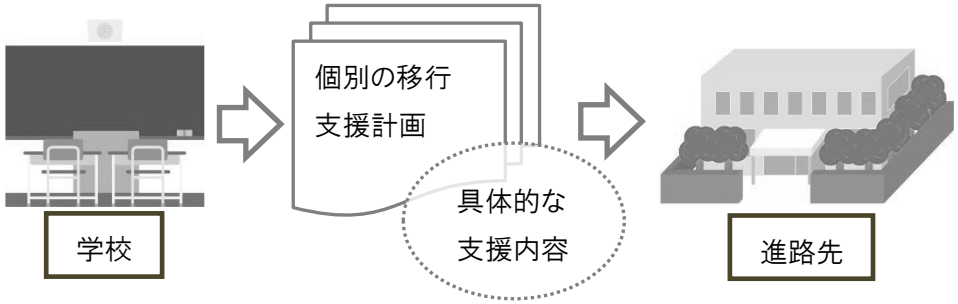
</td></tr>
<tr><td rowspan="3">進路先定着支援</td><td>進路先での定着を、関係機関と連携してサポートします。</td></tr>
<tr><td>・福祉サービスを使う場合は、各「障がい者相談支援センター」と連携する場合があります。
→P24～27 を参照</td></tr>
<tr><td>・就職した場合は、各「障害者就業・生活支援センター」と連携して定着を支援します。
企業からの求めなど、必要に応じて、ジョブコーチの派遣も依頼する場合もあります。
→P18 を参照</td></tr>
<tr><td>進路先や生活についての相談</td><td>進路先での困りごとや悩み、生活に関することなどについての相談を受けています。必要に応じ、地域生活支援センターや各市障がい福祉担当課と連携した支援を行います。</td></tr>
<tr><td>同窓生への支援
余暇活動の支援</td><td>・同窓会活動（同窓会役員会、同窓会総会など）
＊同窓会役員会（3～4月）※役員のみが参加します。　＊同窓会総会（5月）
・学校行事への参加
＊体育祭（6月）　＊学習発表会（11月）　＊作品展（1月）
→それぞれの行事ごとに、同窓生の受付があります。
※詳しくは本校のホームページをご確認ください。
＊高等部卒業式
・参加できる地域のサークルなどの紹介
 </td></tr>
</table>

30. 高等部卒業後のご本人の社会での生活を支えるために

☆卒業後の仕事や生活の困りごとや、悩みを相談できる場所をつくっていきましょう。

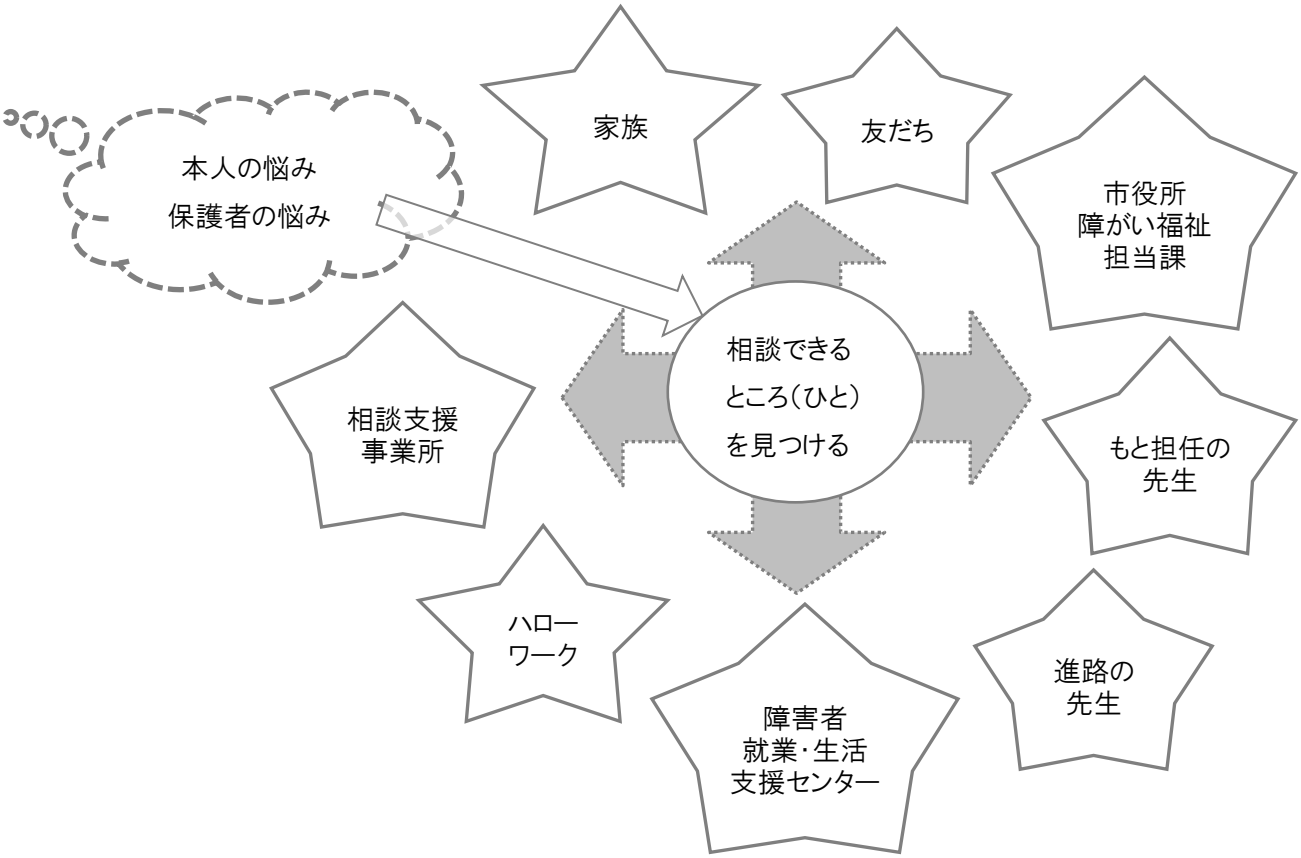

31. 進路先での定着支援に向けて

☆家庭と関係機関などで連携して、本人を支えるネットワークづくりをすすめていきましょう。

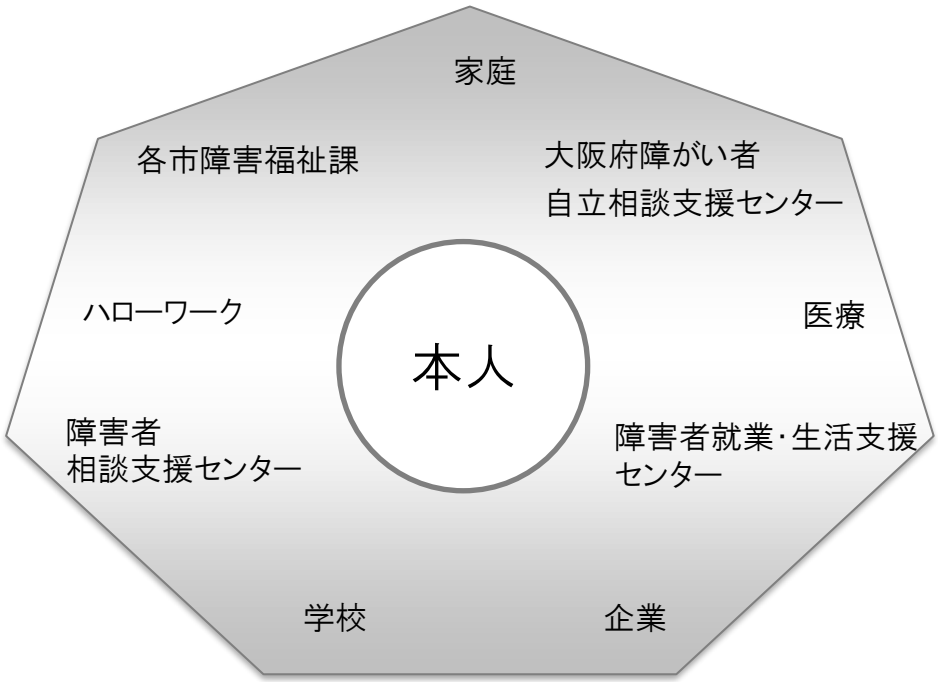

32. はたらき続けるために大切にしたいこと～就労準備性のピラミッド

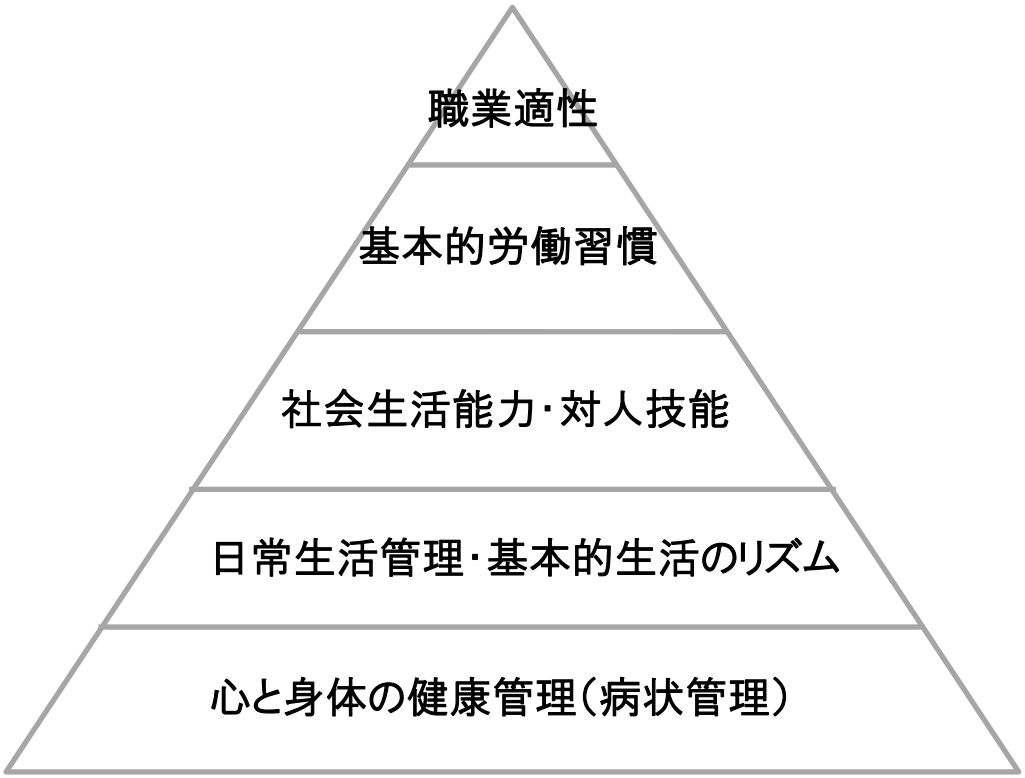

高等部卒業後、それぞれの進路先で、はたらき続けるために大切にしたいことは何でしょうか？上のピラミッドのような図は、はたらくために必要とされる力を段階別にあらわしたものです。

図の上の方にある仕事内容や（仕事への）適性：「職業適性」なども重要ですが、その基礎となる部分は、もっと大切です。中でも、図の下の方にある「心と身体の健康管理」や「日常生活管理・基本的生活のリズム」は特に大切にしたい部分です。

基本的な生活習慣が乱れると、こつこつと積み上げてきたこのピラミッドも、不安定な状態になります。せっかく、はたらくために習得した力も充分に発揮できず、仕事場での信頼を失いかねません。

はたらき続けるためには、日ごろから自らの生活習慣をととのえ、自分らしい力が発揮できるよう、「仕事」の土台となる「生活」の安定をこころがけていきましょう。

＊この「進路のてびき」は、
・大阪府「令和7年度版　福祉のてびき」
・枚方市「福祉のてびき（障害がある方のために）」
・交野市「障がい者（児）のための福祉のてびき」
　及び、他の支援学校の「進路のてびき」
　　・・・などを参照し、作成しました。

☆作成にあたり、ご協力いただいた皆さま、ありがとうございました。
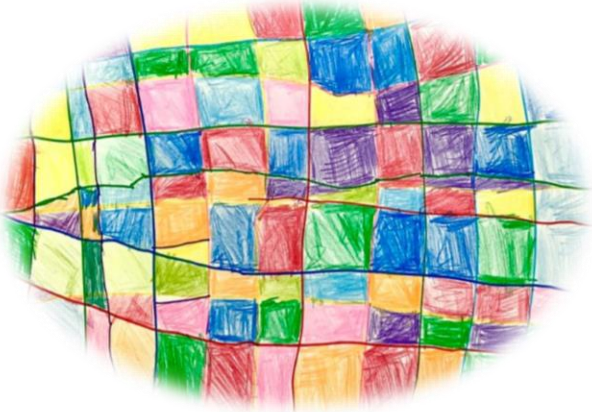
令和8年（2026年）4月
大阪府立枚方支援学校　進路部